

長野県地域防災計画

火山災害対策編

令和3年度修正(案)

(令和3年12月)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p><u>(カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<u>災害時</u>の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>m <u>災害時</u>の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と</p>	<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設<u>や廃棄物処理施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<u>災害が発生した場合</u>の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>m <u>災害発生時</u>の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(オ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。

(b～d略)

e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(イ) ライフライン施設の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体

村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(オ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。

e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

(略)

ウ【関係機関が実施する計画】

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(新設)

<p><u>制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<u>災害時</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。</p>	<p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<u>火山災害が発生した場合</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p><u>ア【県及び市町村が実施する計画】</u></p> <p>(ア) 県及び市町村は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。</p> <p><u>(イ) 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ【市町村が実施する計画】</u></p> <p><u>指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ【関係機関が実施する計画】</u></p> <p>第11節「避難収容活動計画」参照</p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>県及び市町村は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>【関係機関が実施する計画】</u></p> <p>第11節「避難収容活動計画」参照</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (エ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>5 業務継続性の確保 (1) 現状及び課題 災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>5 業務継続性の確保 (1) 現状及び課題 災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2章第11節 避難受入れ活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、火山防災協議会等における検討を通じた火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</u></p> <p><u>(イ) 地域振興局及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</u></p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社老番屋、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、<u>大塚製薬株式会社</u>との協定に基づき連携を強化する。 (危機管理部・<u>健康福祉部</u>・農政部)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>a <u>避難指示</u>の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>b <u>高齢者等避難の発令</u>基準及び伝達方法</p>	<p style="text-align: center;">第2章第11節 避難受入れ活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>県及び市町村は、火山防災協議会等における検討を通じた火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社老番屋、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>a <u>避難指示(緊急)、避難勧告</u>の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>b <u>避難準備・高齢者等避難開始を伝達する</u>基準及び伝達方法</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>協定締結事業者を反映</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>

<p>(<u>避難指示、高齢者等避難</u>については風水害対策編第3章第12節を参照)</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、<u>SNS</u>による周知 ○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ○住民に対する巡回指導 ○防災訓練等 <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、<u>SNS</u>による周知 ○広報車による周知 ○避難誘導員による現地広報 ○住民組織を通じた広報 <p>なお市町村は、<u>避難指示等を発令する</u>際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>エ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から<u>避難指示等を発令する</u>際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>避難者</u>が避難生活を送るために<u>必要十分な</u>指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、</u>住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計</p>	<p>(<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>については風水害対策編第3章第12節を参照)</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、<u>Twitter</u>による周知 ○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ○住民に対する巡回指導 ○防災訓練等 <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、<u>Twitter</u>による周知 ○広報車による周知 ○避難誘導員による現地広報 ○住民組織を通じた広報 <p>なお市町村は、<u>避難勧告又は指示を行う</u>際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>エ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から<u>避難勧告又は指示を行う</u>際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>被災者</u>が避難生活を送るための<u>指定避難所</u>について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法改正による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	---

<p>画に掲載するものとする。</p> <p>3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 <u>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</u> <u>(イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。(県有施設管理部局)</u> <u>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理部局)</u> <u>(エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。(県有施設管理部局)</u> <u>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 指定避難所については、<u>避難者</u>を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p> <p><u>(イ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定する</u></p>	<p>3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】<u>(県有施設管理部局)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(ア) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。</u> <u>(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。</u> <u>(ウ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。</u> <u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 指定避難所については、<u>被災者</u>を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。<u>なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p> <p><u>(移設)</u></p>	<p>県避難所運営マニュアル策定指針について記載</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	---

<p><u>よう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(オ) 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(キ) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</u></p> <p><u>(ク) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</u></p> <p><u>(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、<u>冷暖房</u>等の施設の整備に努めるものとする。</u> なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p><u>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> また、必要な場合には、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p><u>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</u></p> <p><u>(シ) テレビ、携帯ラジオ等<u>避難者</u>による災害情報の入手に資する機器の整備を図る</u></p>	<p><u>(移設)</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(イ) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</u></p> <p><u>(エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u> なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。 <u>また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染者患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</u></p> <p><u>(カ) テレビ、携帯ラジオ等<u>被災者</u>による災害情報の入手に資する機器の整備を図る</u></p>	
--	--	--

<p>ものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p><u>(ス)</u> 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</u>の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。<u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>(セ)</u> 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(ソ)</u> 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>(タ)</u> 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。</p> <p><u>(チ)</u> 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(ツ)</u> <u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u> <u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p><u>(テ)</u> 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p><u>(ト)</u> 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p><u>(ナ)</u> 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定</p>	<p>ものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p><u>(キ)</u> 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p><u>(ク)</u> 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 <u>また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u> なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(ケ)</u> 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>(コ)</u> 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。</p> <p><u>(サ)</u> 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(シ)</u> 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p><u>(ス)</u> 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p><u>(セ)</u> <u>市町村は、</u>安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場</p>	
---	--	--

<p>避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(公)社)長野県宅地建物取引業協会、(公)社)全日本不動産協会長野県本部及び(公)社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)</p> <p>b (一)社)プレハブ建築協会、(一)社)全国木造建設事業協会、(一)社)長野県建設業協会、<u>(一)社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一)社)日本ムービングハウス協会</u>との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。</p>	<p>所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一)社)長野県宅地建物取引業協会、(公)社)全日本不動産協会長野県本部及び(公)社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)</p> <p>b (一)社)プレハブ建築協会、(一)社)全国木造建設事業協会、(一)社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。</p>	<p>正式な団体名称へ変更</p> <p>応急仮設住宅の提供の記載であることを明確化 今年度締結した協定者を反映</p>
---	--	--

新	旧	修正理由・備考												
<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和2年度</u>末現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="284 583 946 722"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th><u>令和2年度</u>末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td><u>69 (89.6%)</u></td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>63 (81.8%)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	<u>令和2年度</u> 末市町村数	同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>	移動系（移動局）	<u>63 (81.8%)</u>	<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>平成29年度</u>末現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1478 583 2139 722"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th><u>平成29年度</u>末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td><u>68 (88.3%)</u></td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>64 (83.1%)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	<u>平成29年度</u> 末市町村数	同報系（一斉通報）	<u>68 (88.3%)</u>	移動系（移動局）	<u>64 (83.1%)</u>	<p>時点修正</p>
方式別	<u>令和2年度</u> 末市町村数													
同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>													
移動系（移動局）	<u>63 (81.8%)</u>													
方式別	<u>平成29年度</u> 末市町村数													
同報系（一斉通報）	<u>68 (88.3%)</u>													
移動系（移動局）	<u>64 (83.1%)</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2章第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>4 特に活動の活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害等に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して被害をできる限り軽減する取組を推進する。（浅間山、焼岳、御嶽山、草津白根山、<u>乗鞍岳、新潟焼山</u>）</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>高齢者等避難、または避難指示を発令することが出来る</u>具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p>4 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>3</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,727</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,635</u>箇所である。</p>	<p style="text-align: center;">第2章第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p>4 特に活動の活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害等に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して被害をできる限り軽減する取組を推進する。（浅間山、焼岳、御嶽山、草津白根山）</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような</u>具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p>4 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>2</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,262</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>3,629</u>箇所である。</p>	<p>乗鞍岳・新潟焼山についても緊急減災計画が策定されている。</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>時点更新</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、火山災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会）</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p><u>(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整え、必要な備品の配備を行う。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>市町村文化財所管部局</u>は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p><u>(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。</u></p> <p><u>(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会）</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p>防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文化財の被災に係る対策について整理</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>c 警報等や、<u>避難指示等</u>の意味や内容</p> <p>d 警報等発表時や<u>避難指示、高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動</p> <p><u>e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p><u>f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>i 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識</p> <p>j 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識</p> <p>k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>l 様々な条件下（登山中、家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p>m 正確な情報入手の方法</p> <p>n 要配慮者に対する配慮</p> <p>o 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p><u>p 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」と</u></p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ、マスク等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>c 警報等や、<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>等の意味や内容</p> <p>d 警報等発表時や<u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備情報</u>の発令時にとるべき行動</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>e 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識</p> <p>f 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識</p> <p>g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>h 様々な条件下（登山中、家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p>i 正確な情報入手の方法</p> <p>j 要配慮者に対する配慮</p> <p>k 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>災害対策基本法改正に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

<p><u>いう意識</u></p> <p>q 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>r 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容</p> <p>s 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p>t 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p><u>(ク) 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ケ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、体系的かつ<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。</p>	<p>l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>m 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容</p> <p>n 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p>o 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、体系的<u>な</u>防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3章第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難<u>指示</u>等を発令する。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 <p>火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、<u>噴火速報</u>及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する</p> (2) 実施計画 <p>ア 特別警報発表時の対応</p> <p>(ア) 【県が実施する対策】</p> <p>市町村への通知</p> <p>火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の<u>噴火警報（居住地域）</u>が該当する（<u>噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上</u>）。</p> <p>気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。</p> <p>(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>c 噴火警報・予報</p> <p>・噴火予報</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</u></p> <p>d 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に<u>区分した指標</u>である。<u>気象庁地震火山部火山監視</u></p> 	<p style="text-align: center;">第3章第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難<u>勧告</u>等を発令する。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 <p>火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する</p> (2) 実施計画 <p>ア 特別警報発表時の対応</p> <p>(ア) 【県が実施する対策】</p> <p>市町村への通知</p> <p>火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の<u>噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）が該当する。</u></p> <p>気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。</p> <p>(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>c 噴火警報・予報</p> <p>・噴火予報</p> <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、<u>警報の解除等を行う場合に発表する。</u></p> <p>d 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に<u>区分して発表する指標</u>である。</p> 	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>噴火速報を追記。</p> <p>噴火警報（居住地域）には噴火警戒レベル4以上を付して発表する。（レベル運用火山の場合）</p> <p>噴火予報について記載を充実。</p> <p>噴火警報・予報に付して発表する</p>

課火山監視・警報センターが、噴火警報・予報に付して発表する。

国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

(a) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)	4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	3 (入山規制)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	1 (活火山であることに留意)

(b) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域又は重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山である ことに留意

国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

(a) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	発表基準	レベル	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5	避難
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4	避難準備
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3	入山規制
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2	火口周辺 規制
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(噴火警報解除時)	レベル1	活火山であることに留意

(b) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(噴火警報解除時)	活火山である ことに留意

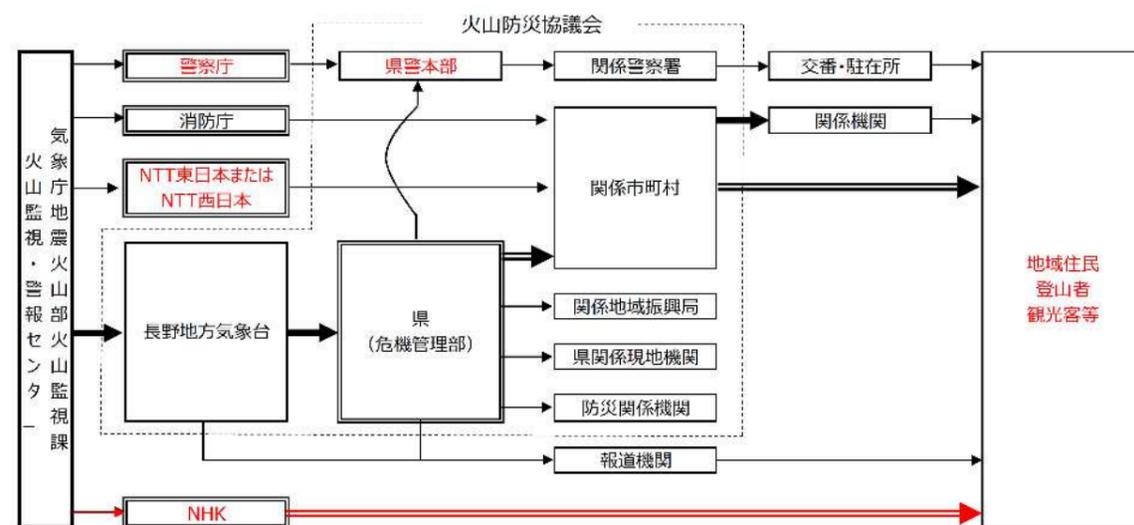
旨を追記。

噴火警戒レベルの考え方にあわせて文言を整理。噴火警戒レベル4のキーワードを変更。

<p>e 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある</u>と判断した場合等に、<u>火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い</u>が、<u>火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p> <p>f 噴火速報</p> <p><u>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</u></p> <p>g 降灰予報</p> <p><u>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。</u></p>	<p>e 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u></p> <p>f 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、<u>火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。</u></p> <p>g 降灰予報</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」</u> <u>・火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」</u> <u>・火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」</u> 	<p>解説情報に関する記載を充実。</p> <p>噴火速報について記載内容を整理</p> <p>降灰予報について記載内容を整理</p>
<p>3 警戒区域の設定、避難指示等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、<u>避難指示等を発令する</u>など適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、<u>避難指示等の発令</u>、警戒区域の設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>3 警戒区域の設定、避難勧告等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、<u>避難準備情報を伝達、避難勧告、避難指示</u>を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、<u>避難勧告・指示</u>、警戒区域の設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>

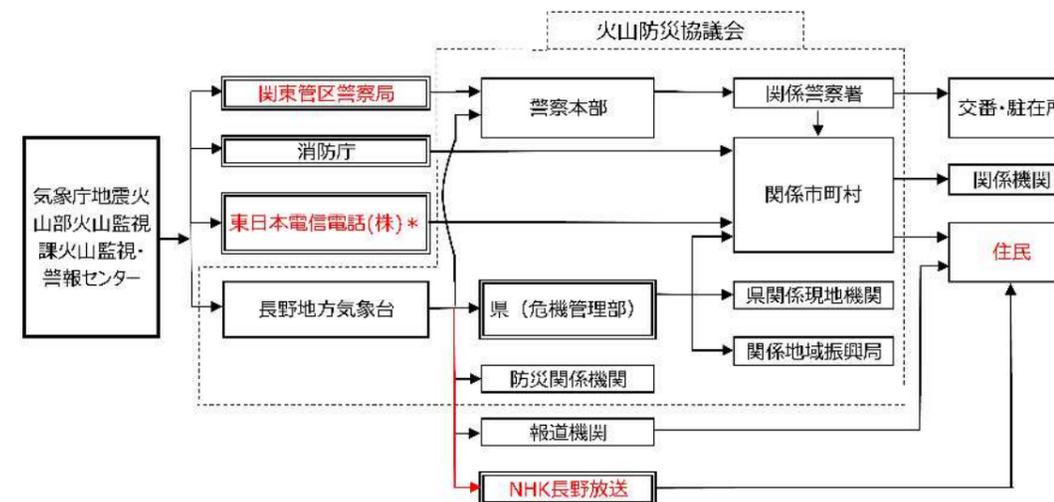
<p>(イ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</p> <p>(ウ) 設定、<u>避難指示等</u>の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災災害が発生するおそれのある場合には<u>避難指示等の発令</u>を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 警戒区域、<u>避難指示等</u>の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>努めるものとする。</p> <p>(イ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</p> <p>(ウ) 設定、<u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災災害が発生するおそれのある場合には<u>避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示</u>を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 警戒区域、<u>避難準備情報、避難勧告、避難指示</u>の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	
--	--	--

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

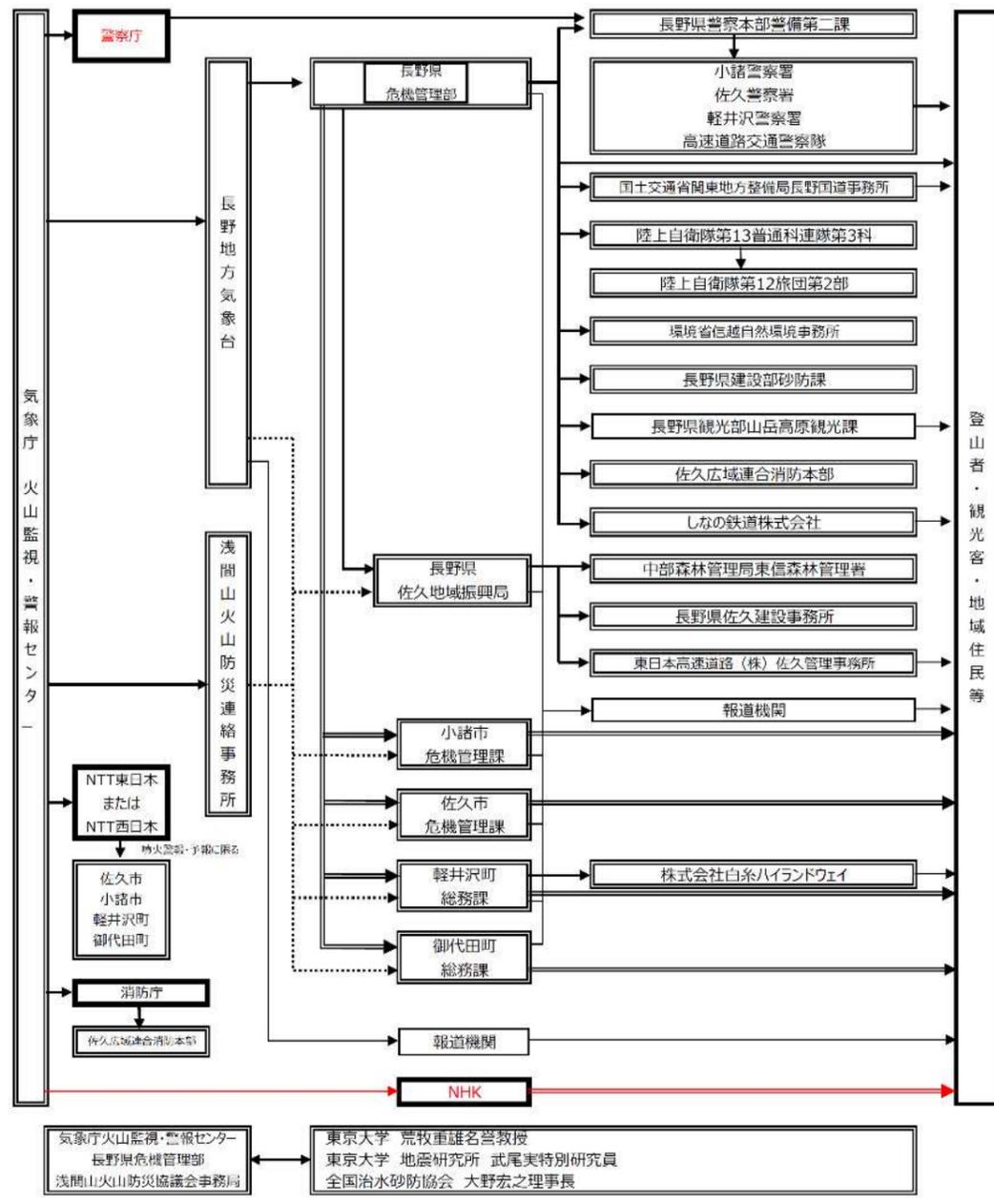


注) 特別警報発表時については、風水害編第3章第1節「災害直前活動」の警報等伝達系統図により伝達を行う。
 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定通知先
 * 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

火山業務規則の一部改正による警察庁、NHKに関する伝達系統の変更。

別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図

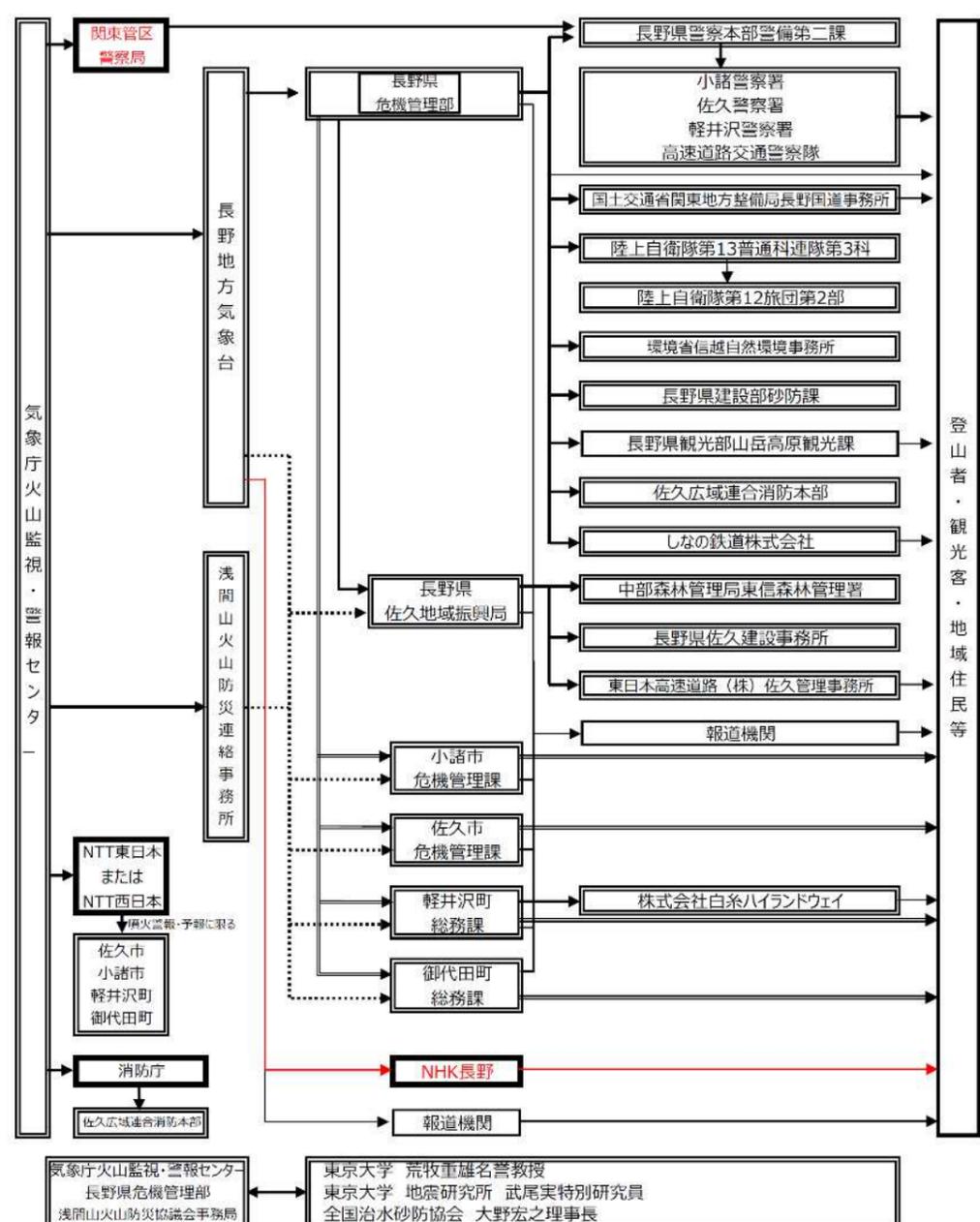
(1) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図



- ・ 二重枠で囲まれている機関は、浅間山火山防災協議会構成機関。
- ・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する浅間山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

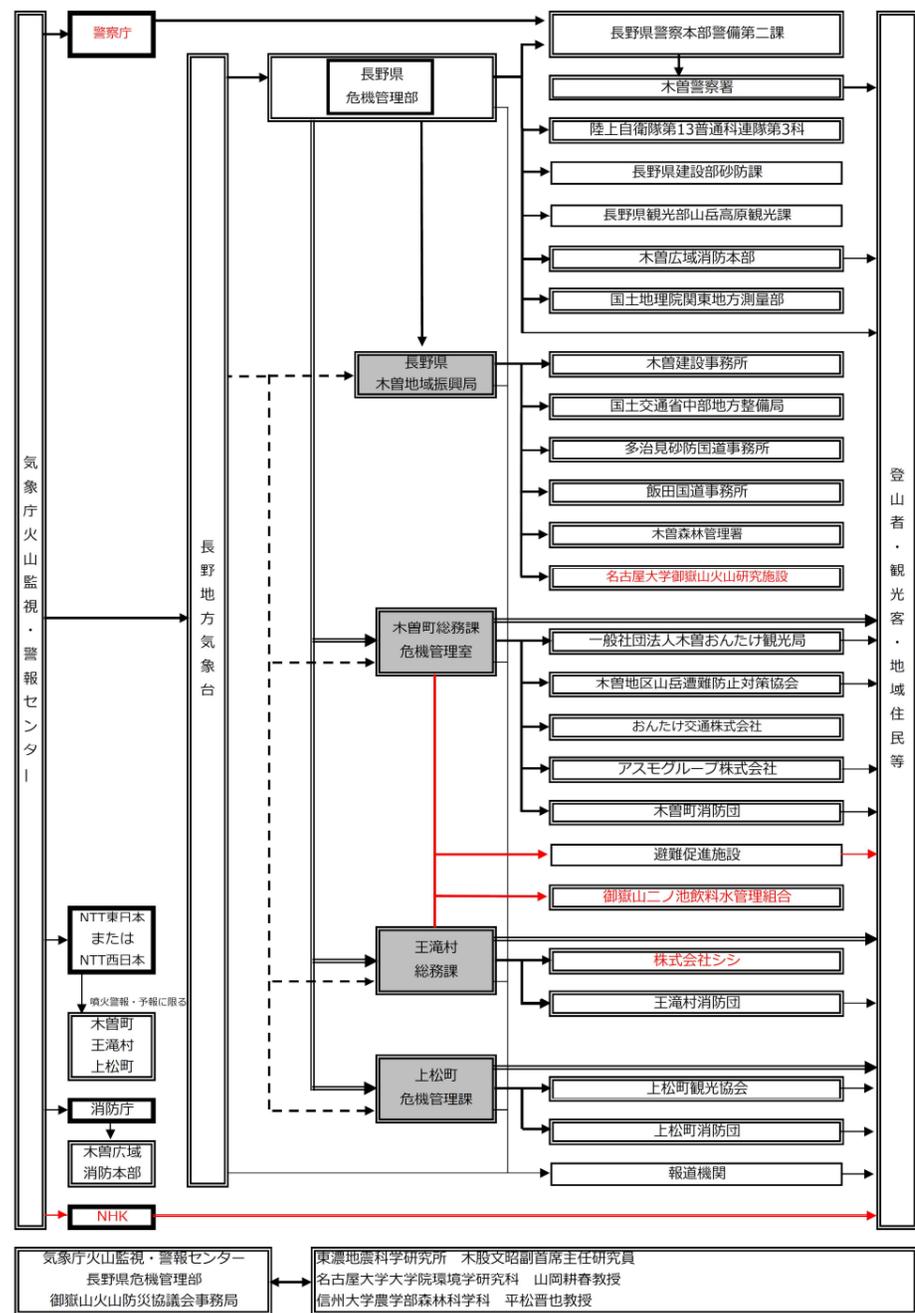
別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図

(1) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図



- ・ 二重枠で囲まれている機関は、浅間山火山防災協議会構成機関。
- ・ 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・ 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・ 実線は気象庁が発表する浅間山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図

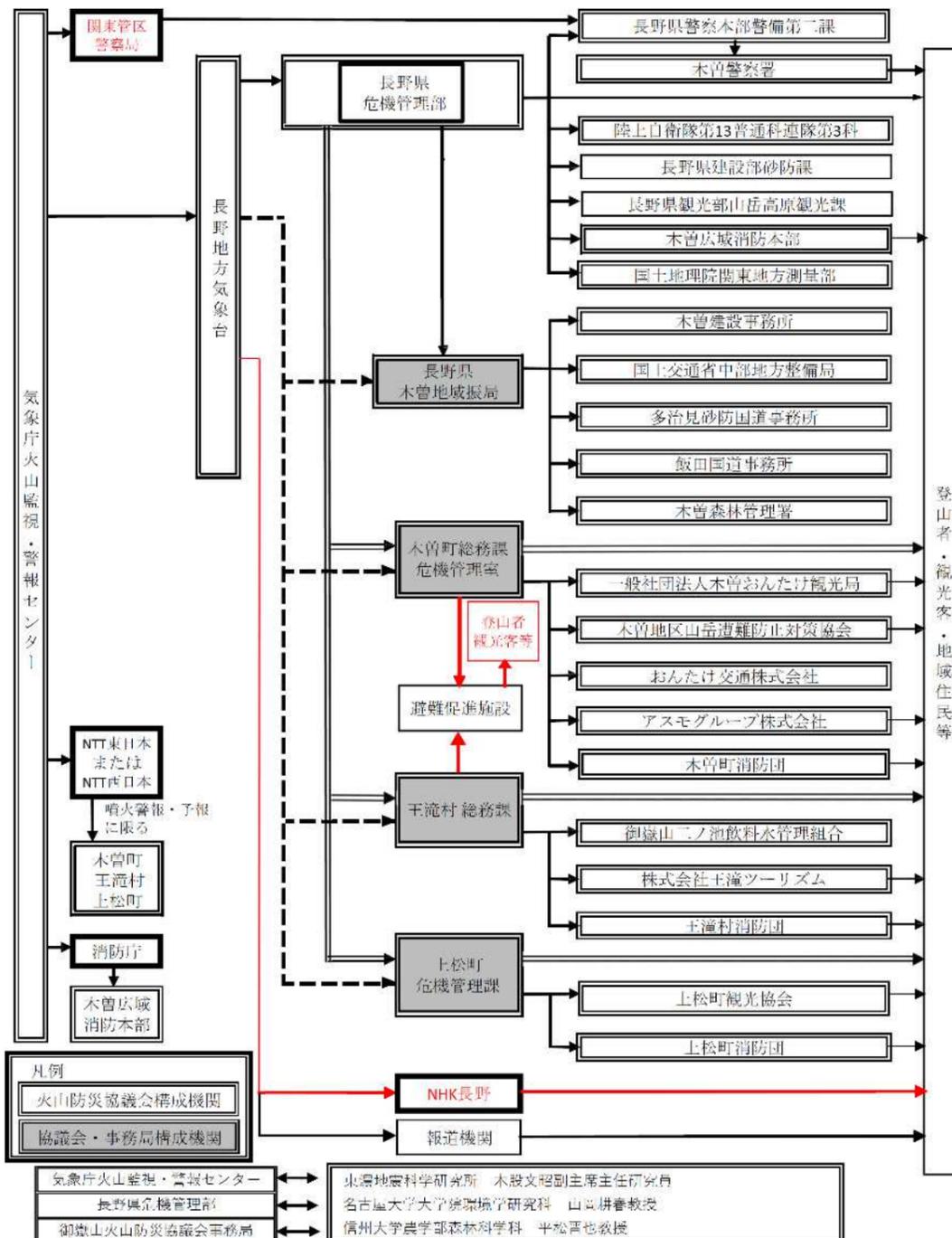


気象庁火山監視・警報センター
長野県危機管理部
御嶽山火山防災協議会事務局

東濃地震科学研究所 木股文昭副首席主任研究員
名古屋大学大学院環境学研究所 山岡耕春教授
信州大学農学部森林科学科 平松晋也教授

凡例
太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図



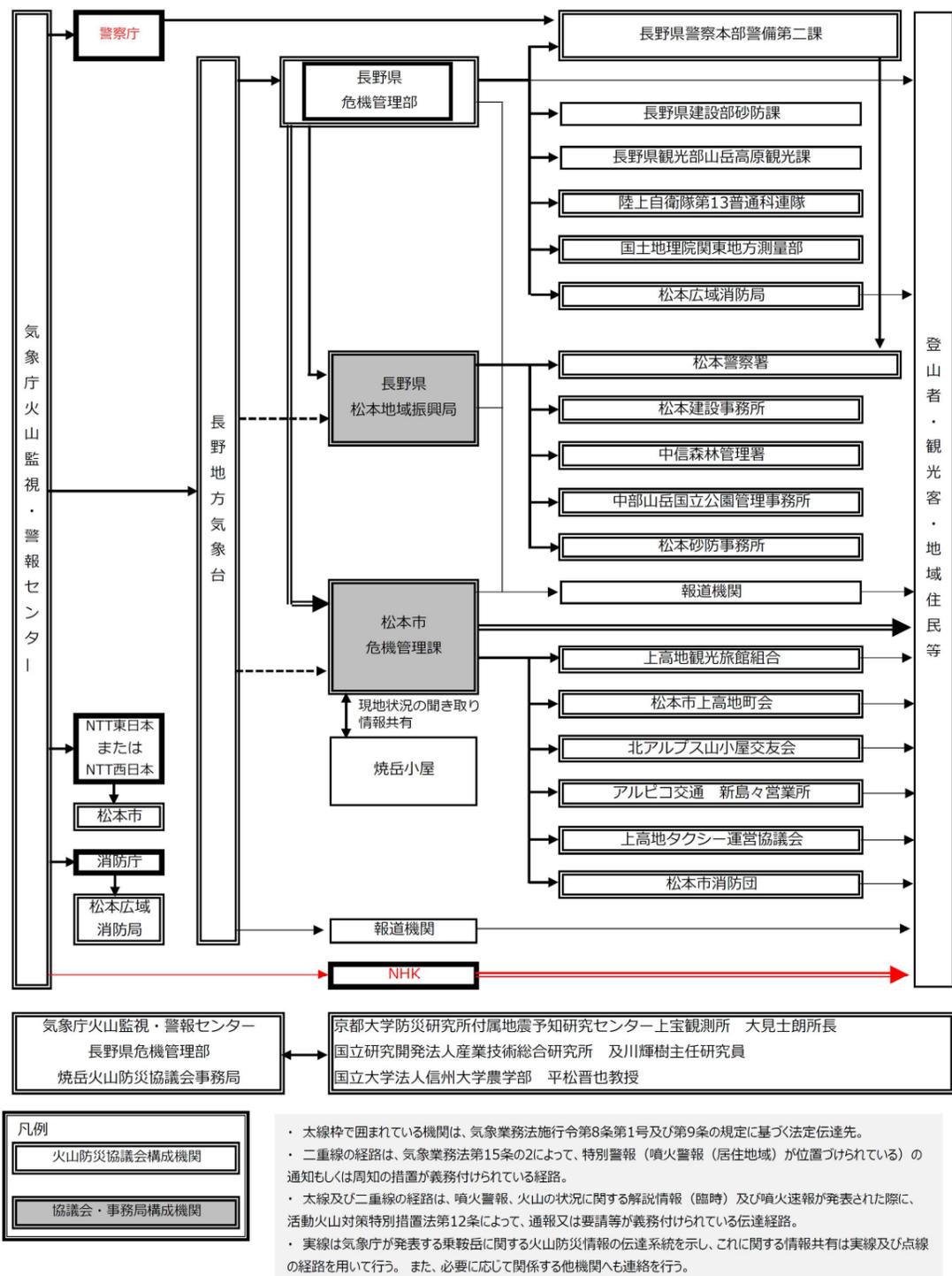
凡例
火山防災協議会構成機関
協議会・事務局構成機関

気象庁火山監視・警報センター
長野県危機管理部
御嶽山火山防災協議会事務局

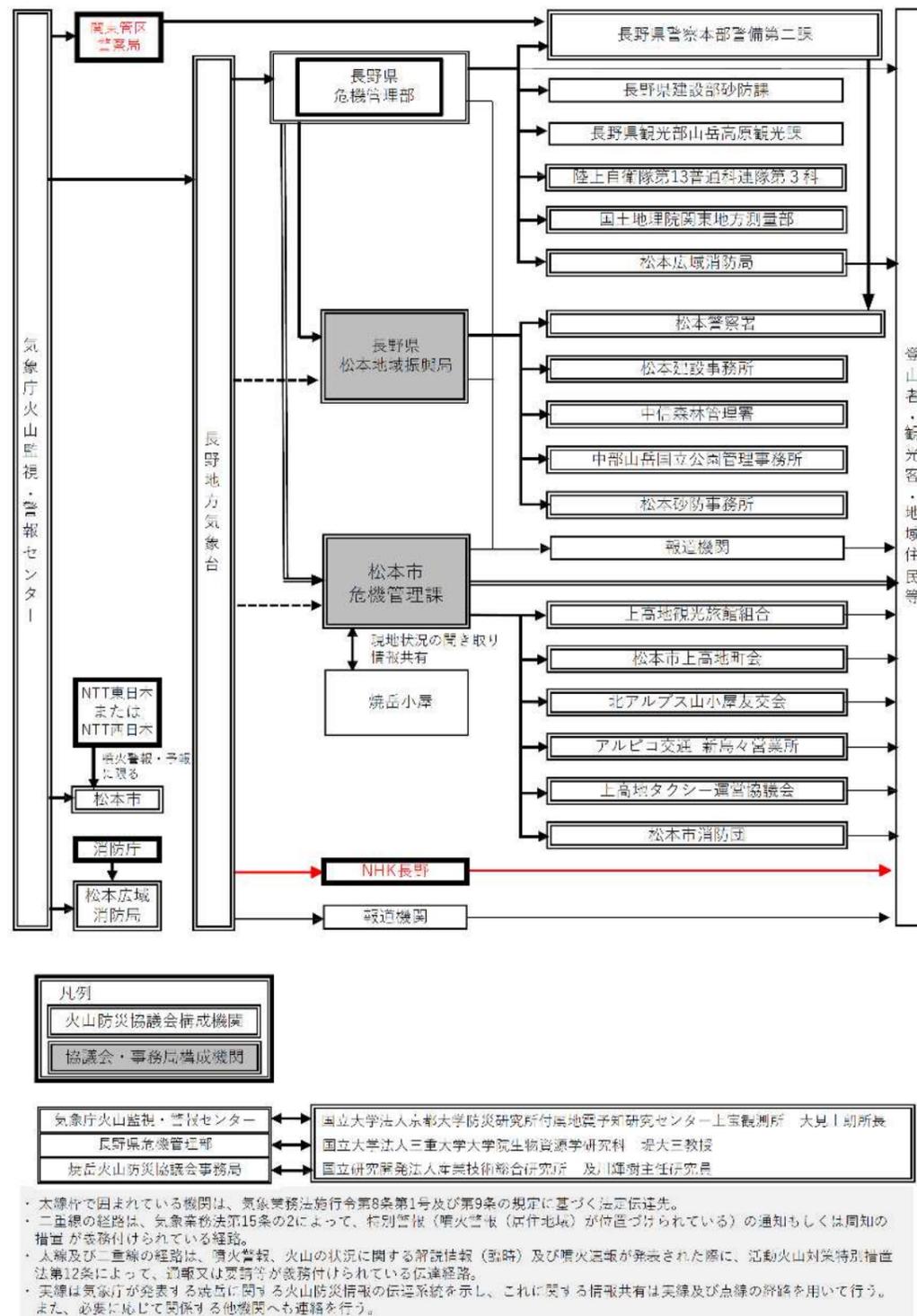
東濃地震科学研究所 木股文昭副首席主任研究員
名古屋大学大学院環境学研究所 山岡耕春教授
信州大学農学部森林科学科 平松晋也教授

太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
実線は気象庁が発表する御嶽山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

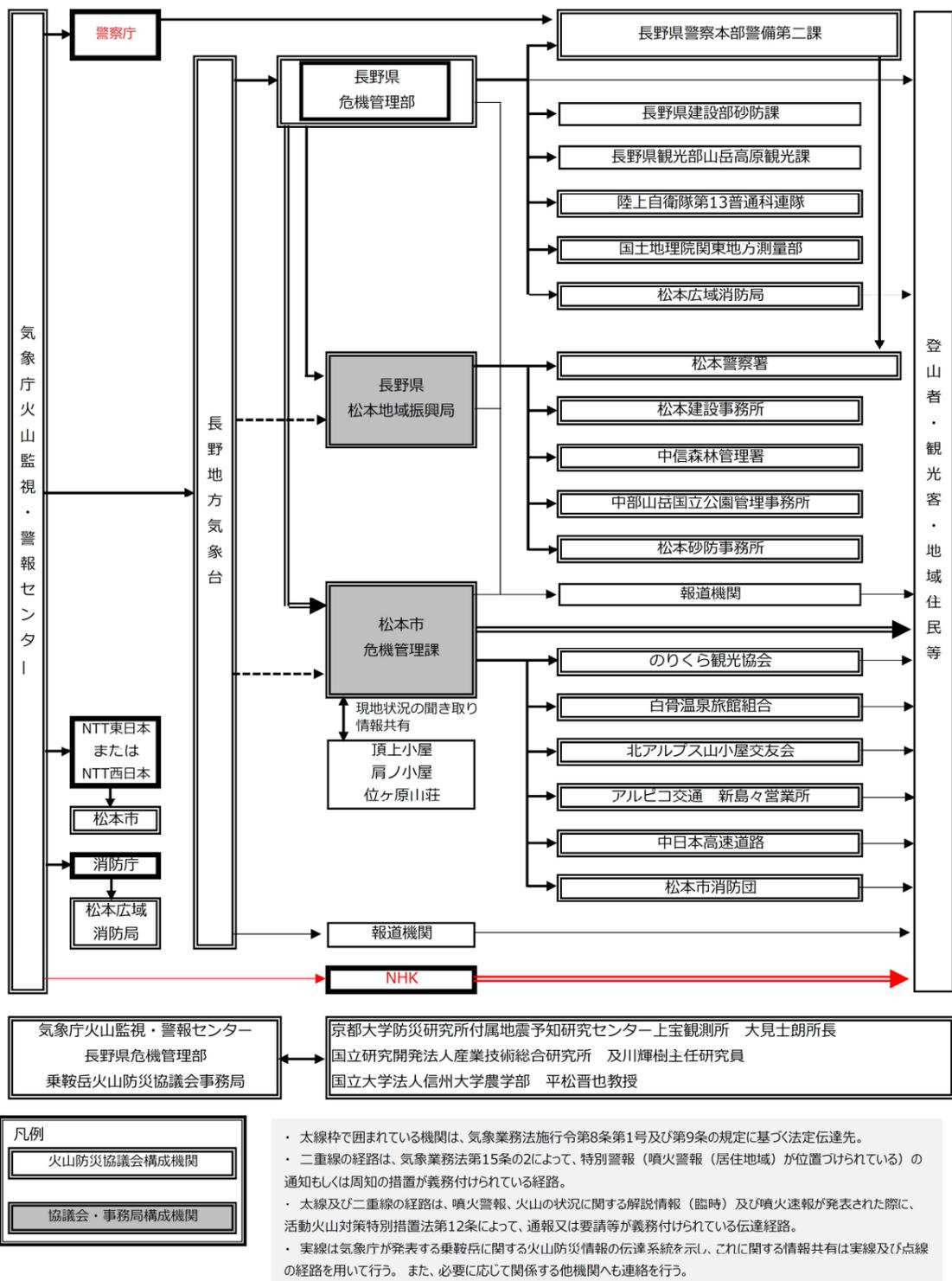
(3)焼岳火山防災協議会の連絡系統図



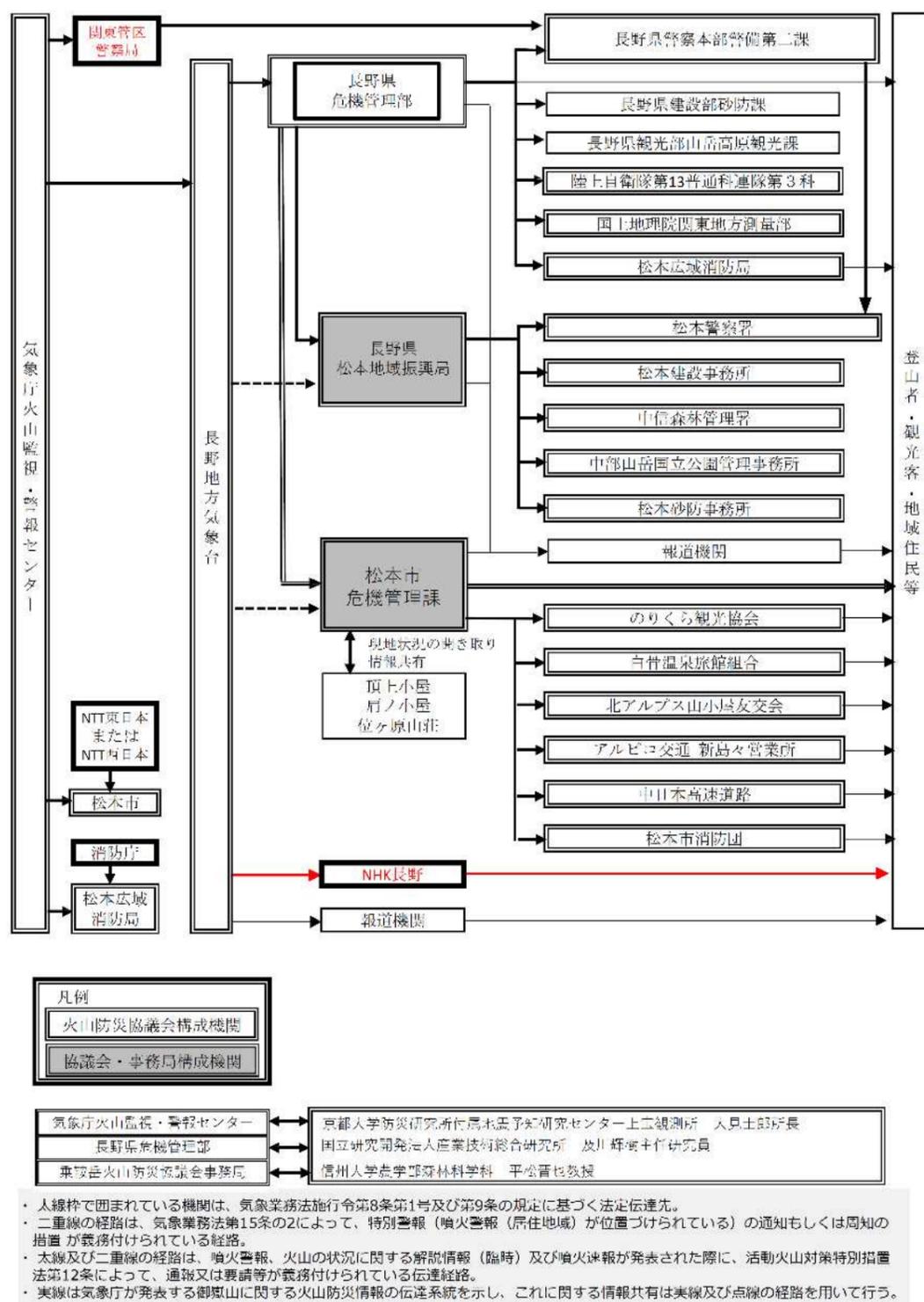
(3)焼岳火山防災協議会の連絡系統図



(4)乗鞍岳火山防災協議会の連絡系統図



(4)乗鞍岳火山防災協議会の連絡系統図



別紙4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表
 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表については資料編資料2-4「噴火警戒レベルリーフレット」を参照

(削除)

別紙4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表
 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表については資料編資料2-4「噴火警戒レベルリーフレット」を参照

弥陀ヶ原の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応(※)	想定される現象
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 過去1万年以内になし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 【過去事例】 過去1万年以内になし
噴火警報 火口周辺 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (火山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備。	○地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に到達しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ○噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に到達しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。 【過去事例】 1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となります。

レベル表については資料編参照とする。

	火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	○地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。
噴火予報	火口内等	1 活火山である ことに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	○火山活動は静穏。 ○火山性地震が時折発生。 ○地獄谷で噴気・地熱活動。

注1) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。

注2) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する噴石をさす。

注3) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。

乗鞍岳の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 約9200年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火 ○噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達。 【過去事例】 歴史記録なし※
		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし※

噴火警報 火口周辺 又は火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3 火山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	○火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし※ ○噴火が発生し、火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 【過去事例】 歴史記録なし※
	火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	○火口から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし ○噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石が飛散。 【過去事例】 歴史記録なし
噴火予報	火口内等	1 活火山である ことに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内及び近傍の立入規制等。 住民は通常の生活。	○火山活動は静穏。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 火口とは想定火口域をいう。

※ 乗鞍岳では、地質調査により、1万年以内に2回のマグマ噴火、12回の水蒸気噴火があったことが判明しているが、これら噴火の規模や噴出物の分布は十分に把握されていない（平成31年3月現在）。

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
噴火警報 報	居住地及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 ○山頂火口から概ね3km以内に大きな噴石飛散、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし

		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される
噴火警報 火口周辺 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○噴火が発生し、概ね2 km以内まで大きな噴石が飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】 1939年4月：湯釜火口から噴火 ○地震急増等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2018年9月：振幅の大きな火山性地震の急増 2018年4月：振幅の大きな火山性地震の急増
	火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○噴火が発生し、概ね1 km以内に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：湯釜の南東側で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散 ○地震多発等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2014年～2017年：火山性地震の多発等 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰
	火口内等	1 活火山であることを留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 1997年5月：湯釜西岸で噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発
<p>注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表中の距離は、湯釜火口を中心からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。</p> <p>注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。</p>					

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。
 注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約6kmの石津まで到達 ○火口から噴火が発生し、概ね3kmまで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○火口から概ね2km以内まで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
	火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○火口から、概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 ○火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の発生。 【過去事例】 2018年1月23日：噴火により火口から約1kmの範囲に噴石飛散

	噴火予報	火口内等	1 活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によつて、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	○火山活動は静穏	
<p>注1) ここでいう「火口」とは、2018年1月23日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。</p>							
<p>注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p>							

新	旧	修正理由・備考																																																																																																						
<p>第3章第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(略)</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査事項</th> <th style="text-align: center;">調査機関</th> <th style="text-align: center;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td><u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等</u>避難状況</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市町村</td> <td>農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農地農業用施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>地域振興局・市町村・森林管理署</td> <td>森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>建設事務所・砂防事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市町村</td> <td>建設事務所</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td> <td>市町村・施設管理者</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>感染症関係被害</td> <td>市町村</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>医療施設関係被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>商工関係被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・商工会議所・商工会</td> </tr> <tr> <td>観光施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市町村	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市町村	地域振興局	<u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等</u> 避難状況	市町村	地域振興局	農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合	社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所	農地農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区	林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理署	森林組合	公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所		都市施設被害	市町村	建設事務所	水道施設被害	市町村	地域振興局	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所	商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会	観光施設被害	市町村	地域振興局	<p>第3章第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(略)</p> <p>県地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査事項</th> <th style="text-align: center;">調査機関</th> <th style="text-align: center;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td><u>避難準備情報・避難勧告・指示等</u>避難状況</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市町村</td> <td>農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農地農業用施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>地域振興局・市町村・森林管理署</td> <td>森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>建設事務所・砂防事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市町村</td> <td>建設事務所</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td> <td>市町村・施設管理者</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>感染症関係被害</td> <td>市町村</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>医療施設関係被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>商工関係被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・商工会議所・商工会</td> </tr> <tr> <td>観光施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市町村	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市町村	地域振興局	<u>避難準備情報・避難勧告・指示等</u> 避難状況	市町村	地域振興局	農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合	社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所	農地農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区	林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理署	森林組合	公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所		都市施設被害	市町村	建設事務所	水道施設被害	市町村	地域振興局	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所	商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会	観光施設被害	市町村	地域振興局	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
調査事項	調査機関	協力機関																																																																																																						
概況速報	市町村	県関係現地機関																																																																																																						
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局																																																																																																						
<u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等</u> 避難状況	市町村	地域振興局																																																																																																						
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合																																																																																																						
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																																																																						
農地農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区																																																																																																						
林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理署	森林組合																																																																																																						
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関																																																																																																							
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所																																																																																																							
都市施設被害	市町村	建設事務所																																																																																																						
水道施設被害	市町村	地域振興局																																																																																																						
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局																																																																																																						
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所																																																																																																						
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																																																																						
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会																																																																																																						
観光施設被害	市町村	地域振興局																																																																																																						
調査事項	調査機関	協力機関																																																																																																						
概況速報	市町村	県関係現地機関																																																																																																						
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局																																																																																																						
<u>避難準備情報・避難勧告・指示等</u> 避難状況	市町村	地域振興局																																																																																																						
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合																																																																																																						
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																																																																						
農地農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区																																																																																																						
林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理署	森林組合																																																																																																						
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関																																																																																																							
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所																																																																																																							
都市施設被害	市町村	建設事務所																																																																																																						
水道施設被害	市町村	地域振興局																																																																																																						
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局																																																																																																						
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所																																																																																																						
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																																																																						
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会																																																																																																						
観光施設被害	市町村	地域振興局																																																																																																						

教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所		教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所	
県有財産被害	県関係機関			県有財産被害	県関係機関		
市町村有財産被害	市町村			市町村有財産被害	市町村		
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等 関係機関	地域振興局		公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等 関係機関	地域振興局	
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会		警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会	
火災速報	市町村			火災速報	市町村		
危険物等の事故による被害	市町村			危険物等の事故による被害	市町村		
水害等速報	水防関係機関			水害等速報	水防関係機関		

新	旧	修正理由・備考																																																				
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長を中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため、<u>避難情報の伝達や</u>、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 <u>避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し</u>、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 <u>高齢者等避難、避難指示</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、<u>避難指示等を発令し伝達する。</u></p> <p><u>避難指示等を発令する</u>者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<u>避難指示等を発令した</u>場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア)</p> <table border="1" data-bbox="371 1570 1347 1883"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>避難指示</u></td> <td>市町村長</td> <td><u>災害対策基本法第60条</u></td> <td><u>災害全般</u></td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、受入</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	<u>避難指示</u>	市町村長	<u>災害対策基本法第60条</u>	<u>災害全般</u>	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃	指定避難所の開設、受入	市町村長			<p style="text-align: center;">第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長を中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため<u>避難準備・高齢者等避難開始の提供や</u>、<u>避難指示(緊急)、避難勧告</u>、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い</u>、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、<u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行う。</u></p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示(緊急)を行う者</u>は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)を行った</u>場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア)</p> <table border="1" data-bbox="1626 1570 2602 1883"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td>市町村長</td> <td><u>災害対策基本法第60条</u></td> <td><u>災害全般</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>避難指示(緊急)</u></td> <td>市町村長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害	<u>避難勧告</u>	市町村長	<u>災害対策基本法第60条</u>	<u>災害全般</u>	<u>避難指示(緊急)</u>	市町村長	〃	〃	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃	指定避難所の開	市町村長			<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害																																																			
<u>避難指示</u>	市町村長	<u>災害対策基本法第60条</u>	<u>災害全般</u>																																																			
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																			
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																			
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																			
自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																				
指定避難所の開設、受入	市町村長																																																					
実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害																																																			
<u>避難勧告</u>	市町村長	<u>災害対策基本法第60条</u>	<u>災害全般</u>																																																			
<u>避難指示(緊急)</u>	市町村長	〃	〃																																																			
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																			
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																			
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																			
自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																				
指定避難所の開	市町村長																																																					

<p>(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示等</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味</p> <p>○「<u>高齢者等避難</u>」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する<u>高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人</u>には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p> <p>○「<u>避難指示</u>」 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</u></p> <p>ウ 避難指示、高齢者等避難の発令及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p>a <u>避難指示</u> <u>災害時</u>において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<u>避難指示を発令する</u>ものとする。</p> <p>なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難<u>指示</u>を発令するよう努めるものとする。</p> <p>(a) 長野地方気象台から噴火警報等が伝達され、避難を要すると判断される地域 (b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域 (c) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域 (d) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 (e) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 (f) 避難路の断たれる危険のある地域 (g) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 (h) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p>	<p style="text-align: center;">設、受入</p> <p>(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示(緊急)又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の意味</p> <p>○「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</u></p> <p>○「<u>避難勧告</u>」 <u>その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u></p> <p>○「<u>避難指示(緊急)</u>」 <u>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</u></p> <p>ウ 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p>a <u>避難指示(緊急)、避難勧告</u> <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<u>避難指示(緊急)、避難勧告を行う</u>ものとする。</p> <p>なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難<u>勧告等</u>を発令するよう努めるものとする。</p> <p>(a) 長野地方気象台から噴火警報等が伝達され、避難を要すると判断される地域 (b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域 (c) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域 (d) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域 (e) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 (f) 避難路の断たれる危険のある地域 (g) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 (h) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
---	---	--

<p>b 高齢者等避難</p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。</p> <p>(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。</p> <p>(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。</p> <p>(e) 避難指示等の発令にあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、指定避難場所へ避難誘導を行う。</p> <p>(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。</p> <p>エ 避難指示の時期</p> <p>上記ウ(ア)a(a)～(h)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p>	<p>b 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達するものとする。</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。</p> <p>(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。</p> <p>(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>この避難指示(緊急)に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。</p> <p>(e) 避難勧告等の発令にあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p>(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、指定避難場所へ避難誘導を行う。</p> <p>(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。</p> <p>エ 避難指示(緊急)、避難勧告の時期</p> <p>上記ウ(ア)a(a)～(h)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
---	---	--

<p>オ 避難指示、高齢者等避難の内容 <u>避難指示の発令</u>に際して、次の事項を明確にする。また、<u>高齢者等避難の発令</u>についても同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 発令者 (イ) 発令日時 (ウ) 避難情報の種類 (エ) 対象地域及び対象者 (オ) 緊急避難場所 (カ) 避難の時期・時間 (キ) 避難すべき理由 (ク) 住民のとりべき行動や注意事項 (ケ) 避難の経路または通行できない経路 (コ) 危険の度合い <p>カ 住民への周知 (ア) <u>避難指示、高齢者等避難を発令した</u>者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>ク 県有施設における避難活動 災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。 (イ) <u>避難指示、高齢者等避難</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う <p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 <u>避難指示等を発令した</u>者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画</p>	<p>オ 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容 <u>避難指示(緊急)、避難勧告</u>を行うに際して、次の事項を明確にする。また、<u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達</u>についても同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 発令者 (イ) 発令日時 (ウ) 避難情報の種類 (エ) 対象地域及び対象者 (オ) 緊急避難場所 (カ) 避難の時期・時間 (キ) 避難すべき理由 (ク) 住民のとりべき行動や注意事項 (ケ) 避難の経路または通行できない経路 (コ) 危険の度合い <p>カ 住民への周知 (ア) <u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を行った</u>者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>ク 県有施設における避難活動 災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。 (イ) <u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う <p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 <u>避難指示(緊急)、避難勧告を行った</u>者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>
---	---	--

<p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>(ウ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</u></p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア f 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p><u>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p> <p><u>(ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、</u></p>	<p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。</p> <p>(ウ) 災害の規模、被災者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</u></p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア f 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p><u>(オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

<p><u>段ボールベッド等、パーティション</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p><u>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる</u>巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(セ) 災害の規模、<u>避難者の</u>収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>ホテル・旅館</u>等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p><u>(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p>	<p><u>簡易ベッド</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(コ) 災害の規模、<u>被災者の避難及び</u>収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>旅館やホテル</u>等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p><u>(サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p>	
---	--	--

<p>(<u>タ</u>) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。</p> <p>(<u>チ</u>) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。</p> <p>(<u>ツ</u>) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(<u>テ</u>) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(<u>ト</u>) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(<u>ナ</u>) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(<u>ニ</u>) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>広域避難及び広域一時滞在については、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部）</p> <p>(ア) <u>広域避難の対応</u></p> <p><u>a 協議及び調整</u></p> <p><u>市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>b 市町村への助言</u></p> <p><u>市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p><u>c 実施</u></p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>d 避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、</u></p>	<p>(<u>シ</u>) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。</p> <p>(<u>ス</u>) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。</p> <p>(<u>セ</u>) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(<u>ソ</u>) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(<u>タ</u>) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(<u>チ</u>) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(<u>ツ</u>) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部）</p> <p>(ア) <u>必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。</u></p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	---

<p><u>他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>広域一時滞在の対応</u></p> <p>a <u>協議及び調整</u></p> <p><u>市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>b <u>市町村への助言</u></p> <p><u>市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。</u></p> <p>c <u>広域的避難収容活動の実施</u></p> <p><u>県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>広域避難の対応</u></p> <p>a <u>協議等</u></p> <p><u>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p>b <u>実施</u></p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で</u></p>	<p>(イ) <u>被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。</u></p> <p>(ウ) <u>居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。</u></p> <p>(エ) <u>被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</u></p>	
---	---	--

<p><u>適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>c 避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 広域一時滞在の対応</u></p> <p><u>a 協議等</u></p> <p><u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p><u>b 広域的避難収容活動の実施</u></p> <p><u>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】</u></p> <p><u>(ア) 活動実施</u></p> <p><u>運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 避難者への情報提供</u></p> <p><u>関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	<p><u>(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
---	---	--

<p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) (公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供する。(建設部)</p> <p>a <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u> <u>なお、</u>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会、<u>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会</u>との協定に基づき住宅建設を要請する。</p> <p>また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</p>	<p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅<u>等</u>を提供する。(建設部)</p> <p>a <u>民間賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、</u>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。</p> <p>また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</p>	<p>正式な団体名称を記載</p> <p>応急仮設住宅の提供の記載であることを明確化</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>今年度締結した協定者を反映</p>
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ<u>避難指示等</u>の措置を講じるとするものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、<u>避難指示等</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ<u>避難勧告、避難指示等</u>の措置を講じるとするものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告、避難指示</u>が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。</p> <p><u>また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>災害時</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害時</u>における連絡体制を確立するものとする。</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。</p> <p>b 施設の保安責任者は、<u>災害時</u>は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。</p> <p>[液化石油ガス関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】(産業労働部)</p> <p><u>災害時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで緊急点検活動及び容器の回収を行うよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。</p> <p>イ【(一社)長野県LPガス協会が実施する対策】</p> <p><u>災害時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで緊急点検及び容器の回収を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。</p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>災害発生時</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>における連絡体制を確立するものとする。</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。</p> <p>b 施設の保安責任者は、<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。</p> <p>[液化石油ガス関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】(産業労働部)</p> <p><u>災害発生時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで緊急点検活動及び容器の回収を行うよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。</p> <p>イ【(一社)長野県LPガス協会が実施する対策】</p> <p><u>災害発生時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで緊急点検及び容器の回収を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>

<p>[毒物劇物関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）</p> <p>a <u>災害時</u>に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>緊急点検結果の情報に基づき、<u>避難指示等</u>の必要な措置をとるものとする。</p>	<p>[毒物劇物関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）</p> <p>a <u>災害発生時</u>に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>緊急点検結果の情報に基づき、<u>避難勧告等</u>の必要な措置をとるものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <p>b 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p>(b) 市町村長等から<u>避難指示等</u>があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。</p>	<p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> <p>b 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p>(b) 市町村長等から避難の<u>勧告又は指示</u>があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。</p>	<p>災害対策基本法改正による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、観光部)</p> <p>観光地での<u>火山災害時</u>の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) 【市町村が実施する対策】</p> <p><u>火山災害時</u>には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。</p> <p><u>(3) 【関係機関が実施する対策】</u></p> <p>消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第41節 観光地の災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、観光部)</p> <p>観光地での<u>火山災害発生時</u>の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) 【市町村が実施する対策】</p> <p><u>ア 火山災害発生時</u>には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。</p> <p><u>イ</u> 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。</p>	<p>災害救助法改正による修正</p> <p>消防機関は関係機関として整理</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5章第1節 避難対策</p> <p>第3 取組みの内容</p> <p>1 情報伝達体制の整備及び避難誘導體制の強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【市町村が実施すべき対策】</p> <p>市町村は、<u>避難指示等の発令</u>基準の設定、住民、登山者等への通報体制の整備、避難誘導體制の整備、警戒区域の設定等を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章第1節 避難対策</p> <p>第3 取組みの内容</p> <p>1 情報伝達体制の整備及び避難誘導體制の強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【市町村が実施すべき対策】</p> <p>市町村は、<u>避難勧告・避難指示</u>の基準の設定、住民、登山者等への通報体制の整備、避難誘導體制の整備、警戒区域の設定等を行うものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえた修正</p>